



行政の取り組み

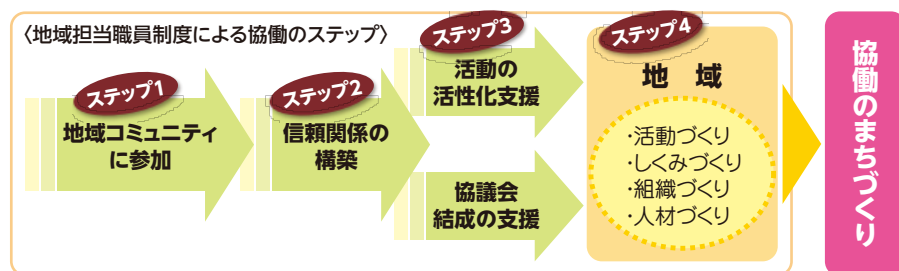
地域担当職員制度の推進

本市では、地域の連携促進を図り、地域との顔の見える新たな関係づくりを進めるため、平成20年度(2008年度)から地域担当職員制度を設けています。

地域担当職員は、自治会、公民館区事業実施委員会、地区福祉委員会、小学校PTA、青少年健全育成運動協議会など、各組織が集まる会議などに参加する中で地域の実態を把握し、地域住民が情報の共有化を図り、よりよいまちづくりに向けて協議・連携することの重要性を確認できるよう促します。

また、校区ごとの地域課題を把握し、課題解決に向けた具体的な方策を探るとともに、関係部署との連絡調整を担い、行政と地域との協働による地域づくりを進めます。

今後、地域担当職員配置の拡大に向けて、各々の地域組織の代表が集まる機会などに赴き、制度の周知を図ります。



地域活動拠点の整備

現在、コミュニティセンターに公民館が併設している校区と、独立した施設である公民館のみを設置している校区があります。今後は、より多くの市民が利用でき、自発的な活動ができる環境づくりを醸成するため、公民館のコミュニティセンター化を進めます。コミュニティセンターの管理運営は指定管理者方式とし、住民の力による管理運営により、地域自治力の向上を図ります。そして、地域各組織が自由に使用できる事務所・集会機能と貸し館機能を有する地域活動拠点として整備を図ります。

地域活動への財政支援

現在、担当課ごとに出している少額補助金などは小学校区単位にまとめ、地域住民の声を反映し、地域の課題に重点的に活用していくような統合補助金、一括交付金などについても検討し、地域課題への取り組み、事業などに活用できるようにします。

今後、行政から地域に交付している補助金、助成金などのあり方を見直し、地域住民による地域課題解決に役立つ財政支援に向け、しくみづくりを進めます。

※茨木市地域コミュニティ基本指針の全文は、本市市民生活部市民活動推進課、ホームページなどでご覧いただけます。

編集・発行



茨木市 市民生活部
市民活動推進課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
電話 072-620-1604 FAX 072-622-7202
E-mail cad@city.ibaraki.lg.jp

概要版

茨木市地域コミュニティ 基本指針

～住みよい地域社会をめざして～



地域コミュニティ基本指針とは、将来の地域のあるべき姿を明らかにし、市民、事業所、NPO、行政など、様々な主体が共通の目標に向かって一体となって進める地域づくりの基本的な考え方を定めたものです。

安全・安心な住みよいまちづくりに向けて、地域住民が一体となり、自らの協議や行動を活かし、行政とともに地域の課題解決に向けて取り組んでいきましょう。

平成24年(2012年)10月

茨木市





1. 地域コミュニティ活性化に向けた方向性

2. 地域コミュニティ活性化に向けた方策

■ (1) 地域コミュニティの圏域

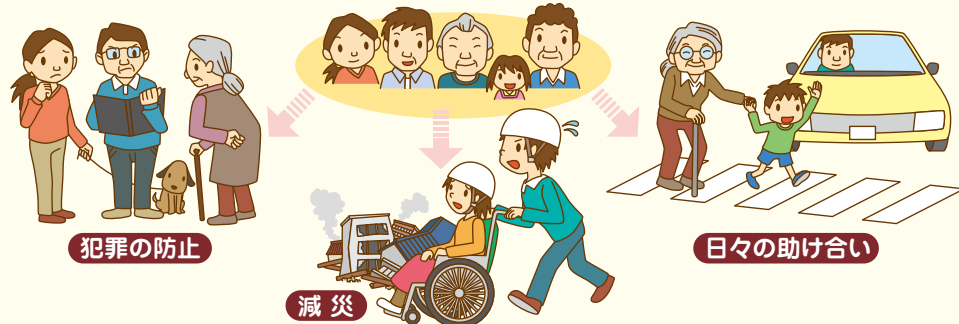
小学校区域は、日常的にも顔の見える関係であり、地域活動の中核を担う自治会、公民館区事業実施委員会、校区こども会育成連絡協議会、青少年健全育成運動協議会、小学校PTA、自主防災会、地区福祉委員会、防犯協会支部などの活動が行われてきた歴史もあることから、地域コミュニティの基本的な圏域とします。しかしながら、それ以外の圏域を否定するものではありません。

■ (2) 地域コミュニティのめざす方向性

地域コミュニティづくりに関する市民アンケートや基本指針検討委員会の意見をもとに、地域コミュニティの将来像を定めました。

住民が交流し連携する地域コミュニティ

地域内の多くの住民が出会い・交流・連携を図り、様々な考え方を尊重し、助け合える地域コミュニティをめざします。



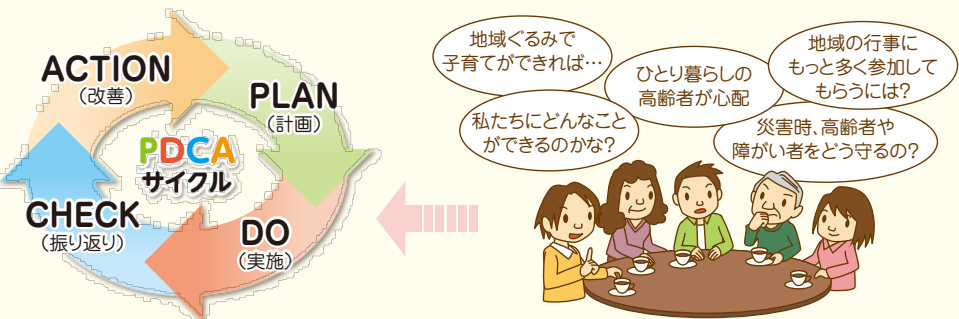
多様な主体の協働により活性化する地域コミュニティ

地域内の様々な組織が各々の強みを生かし合い、効果的な地域課題解決の方策を探り、総合的な活力を生み出す地域コミュニティをめざします。



地域住民が自ら自律的に育む地域コミュニティ

地域の将来目標、地域の諸問題の解決に向けた事業の計画立案などに主体的・積極的に地域住民が携わり、知恵と力を結集して活動を企画・運営できる地域コミュニティをめざします。



地域が主体的に行う取り組み

■ 地域自治組織(地域協議会)づくり

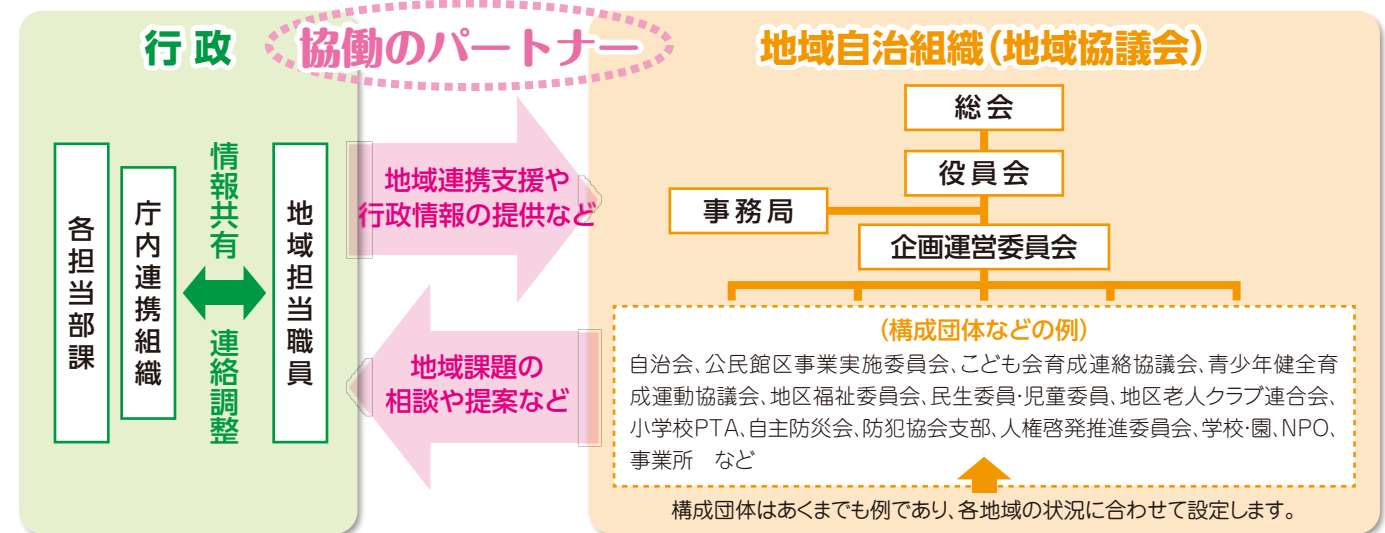
地域の課題を住民自らの課題として捉え、課題解決をしていこうとする意識が生まれることで、よりよい地域コミュニティの実現につながります。地域の身近な課題を解決するには、地域組織が各々単独による活動の力を高めていくだけでなく、地域にある組織が集まって情報交換や協議を行うことで、地域のニーズを適確にとらえ、課題に対してより効果的に対応することが可能になります。そのため、組織間の連携・協働を促す機能を担う統括的な組織として、「地域自治組織(地域協議会)」づくりを推進し、地域内の組織の整理・統合化を図ります。

「地域自治組織(地域協議会)」を充実化させるには、自治会、地域の各テーマ型組織、NPOなど地域を基盤とする団体の意向を確認した上で設立を図り、構成員は概ね地域住民全員となるよう試みます。

地域の諸問題の解決に向け、各組織が持っている情報、知識、経験を合わせ、適切な主体が協働しながら、事業を運営できるよう工夫します。

「地域自治組織(地域協議会)」の形は、各地域の実情に合わせ、必要な機能を含んだ組織体制の整備を図ります。「地域自治組織(地域協議会)」は、地域課題に対する解決策の企画・立案、実践におけるコーディネート機能を持つ「事務局」を設置することが望ましく、「事務局」を担う人材を確保することで継続した組織運営が可能になります。

〈地域自治組織(地域協議会)と行政との連携のイメージ図〉



※「地域自治組織(地域協議会)」とは、「地域住民が自ら責任を持って、よりよい地域づくりに向けて、多様な主体が連携・協働して地域を運営する組織」のことを言います。

■ 協議の場づくり

単体の組織だけでなく、他組織と共に協議を重ねて事業などを実施することで、多くの地域住民に浸透を図ることができます。

また、様々な世代の人たちの意見を反映することで、地域ニーズや課題に対応することが可能になります。

■ 地域情報の共有化

各組織が連携・協力をして地域の活動を伝えることで、地域住民は地域の様々な活動内容を知ることができます。各組織の情報共有化を図ることで、各イベントなどのスケジュール管理も可能になり、各組織活動への住民参加促進につながる可能性に期待ができます。